

例は拒絶す。

五日、代表 徳永 今 職工 二 割の昇給を迫る  
之れに對しし今田 社例は

男 二月 以下 二十五 歳

一 二月 以上 二十五 歳

女 二十五 歳

も 十二日 以後 昇給 せしむる

んん 協しとの 案より 人員 過剩 のため 二十五 歳 以上 解雇 産  
オより 交換 條件 会社 社例 あり 提出 したる 職工 例は  
度へ 解雇 せしむ 事情 の 許す 限り 使用 解除 せし 解雇 例は  
度より 事も 希 望 せし 三十 歳 解雇 の 要件 は 承認 せし  
以上の 交渉 により 二月 二十九日 迄 あり 並日 通の 如く 就業 せ

六月十四日

今田 社 には 事業 縮小 のため 組合 の 是 爲 したる 別 解 の 退  
職 手当 により 二十五 歳 以上 四十 歳 以下 職 手当 及び 賃 金  
も 上げ あり する 山の 五 名 (男) 他 は 之れ を 拒絶 す。  
十五日 十六日 (一 件 也)

十七日 朝 被 解 雇 者 十五 名 普 通 通 じ 如く 工 場 内 へ 送 入  
り する 今 田 社 は 解 雇 者 あり する 以上 之れ を 拒絶 し 押 回  
す。

南多 三 同 務 組 合 の

此の時 職工 例 あり 今 田 社 二 重 征 之 面 談 し 解 雇 例 の 理  
由 被 解 雇 者 の 人 選 者 指 名 及 び 之 の 方 法 を 協 員 同 議  
合 社 例 は 協 会 の 理 由 及 び 人 選 者 は 今 田 社 内 へ あり  
の ため 之れ 拒絶 せしむる 必要 あり 拒絶 す。